

## ■商品案内上の表示方法

あいコープみやぎは、生産者から公開された情報を、積極的にできる限りわかりやすく、組合員の皆様へお伝えしていきます。具体的には次のような表示方法をとります。

### 表示例



化学合成農薬・化学肥料不使用・・・化学合成農薬(有機 JAS 適合資材を除く)および化学肥料を不使用で栽培された農産物。



有機農産物・・・有機 JAS 法に定められた有機農産物、または転換期間中有機農産物。



ト라이・i's (アイズ)・・・あいコープ独自の栽培区分。青果基準と米基準がある。

青果基準・・・化学合成農薬、化学肥料(窒素)を各都道府県で定められた慣行基準の 1/2 以下に削減し、あいコープが定める「削減対象農薬」も不使用で栽培された青果物。

米基準・・・化学合成農薬、化学肥料(窒素)を各都道府県で定められた慣行基準の 1/2 以下に削減し、殺虫剤不使用、除草剤については 3 成分以内に抑えて栽培された米。



農水省ガイドラインに基づく「特別栽培農産物の表示」

・・・化学合成農薬、化学肥料(窒素)を各都道府県で定められた慣行基準の 1/2 以下に削減して栽培され、第三者認証機関による認証を取得した農産物。

### その他

・・・一部の青果を除き、取扱う農産物は特別栽培レベルを基本とします。すべての農産物について、防除成分表記(その農産物に使用した農薬散布の延べ成分数を、その地域での慣行栽培での散布延べ成分数との比較で表示)します。但し、栽培上一般的に農薬を使用しない品目についてはその表示をいたしません。